

枚方市条例第 1 号

枚方市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づく法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則及び特定工場の周辺環境への配慮に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、次に掲げる区域に適用する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域（以下「準工業地域」という。）の区域
- (2) 都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域（以下「工業地域等」という。）の区域

(緑地の面積の敷地面積に対する割合)

第4条 緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、工場立地法施行規則（昭和49年農
大
厚
農
通
運

蔵 省
生 省
林 省 令第1号）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる
商産業省
輸 省

施設と重複する土地及び同令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地の面積に算入することができない。

- (1) 準工業地域の区域 100分の10以上
- (2) 工業地域等の区域 100分の5以上

(環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第5条 環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 準工業地域の区域 100分の15以上
- (2) 工業地域等の区域 100分の10以上

(敷地が2以上の区域にわたる場合における規定の適用)

第6条 特定工場の敷地が準工業地域若しくは工業地域等の区域又はそれら以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における第4条及び前条の規定の適用については、それぞれの区域におい

て当該敷地が占める面積の割合（以下「敷地割合」という。）につき、準工業地域の区域又は工業地域等の区域の敷地割合が最も高い場合には、最も高い割合の区域に係る規定を当該敷地の全部について適用し、それら以外の区域の敷地割合が最も高い場合には、当該敷地の全部について適用しない。

（周辺環境への配慮）

第7条 第4条又は第5条の規定の適用を受ける特定工場を設置し、又は設置しようとする者は、緑地の質的な充実、環境負荷の低減及び当該特定工場の周辺地域の生活環境の保全に積極的に寄与するよう努めるものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則〔令和8年3月10日公布〕

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときの第4条の規定に適合する緑地の面積及び第5条の規定に適合する環境施設の面積の算定は、規則で定める方法により行うものとする。